



## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	令和7年第2回定例市会で議決された神戸市各会計補正予算	行財政局財務課	1
告示	令和7年第2回臨時市会で議決された令和7年度神戸市一般会計補正予算	行財政局財務課	16
告示	専決処分した令和7年度神戸市一般会計補正予算	行財政局財務課	18
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	20
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	23
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	25
告示	緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例による緑地の保存区域等の変更	建設局公園部魅力創造課	28
告示	都市計画法による都市計画の決定又は変更(区域区分ほか)	都市局都市計画課	29
公告	鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会委員補欠選挙の当選人の決定及び当選人の氏名・住所	都市局工務課	30
公告	開発行為に関する工事の完了(西区北別府4丁目)	都市局都市計画課	31
公告	都市計画法による都市計画の決定又は変更に伴う図書の縦覧(区域区分ほか)	都市局都市計画課	32
公告	神戸国際港都建設計画 神戸市公共下水道事業計画の変更	建設局下水道部計画課	33
公告	建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の公告(垂水区平磯1丁目 垂水下水処理場)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	34
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	35
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	36

神戸市告示470号

令和7年第2回定例市会で令和7年12月5日議決された令和7年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和8年1月27日

神戸市長 久 元 喜 造

令和7年度神戸市一般会計補正予算

令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,011,190,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 地方交付税		95, 176, 406	67, 000	95, 243, 406
	1 地方交付税	95, 176, 406	67, 000	95, 243, 406
18 国庫支出金		207, 260, 991	21, 000	207, 281, 991
	2 補 助 金	35, 793, 614	21, 000	35, 814, 614
19 県支出金		54, 831, 750	3, 000	54, 834, 750
	2 補 助 金	8, 965, 814	3, 000	8, 968, 814
歳 入 合 計		1, 011, 099, 629	91, 000	1, 011, 190, 629

## 2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 環 境 費		27, 418, 680	38, 000	27, 456, 680
	2 環境保全費	1, 224, 545	38, 000	1, 262, 545
8 農 政 費		4, 128, 989	13, 000	4, 141, 989
	4 農林土木費	494, 179	13, 000	507, 179
15 諸支出金		217, 743, 494	40, 000	217, 783, 494
	1 繰 出 金	210, 158, 934	40, 000	210, 198, 934
歳 出 合 計		1, 011, 099, 629	91, 000	1, 011, 190, 629

## 第2表 繼越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 財産管理費	営繕	28,500
3 市民費	1 市民費	地域福祉センター整備	56,483
	2 施設整備費	スポーツ一ツ施設改修 文化施設改修	221,478 1,261,003
4 民生費	7 民生施設整備費	民生施設整備	212,106
		障害福祉施設整備	660,388
9 土木費	4 公園緑地費	有料公園等管理	30,000
	5 公園緑地整備費	公園整備	130,000
	7 海岸保全費	海岸保全施設整備	708,000
	8 港湾防災費	高潮対策	2,730,000
10 都市計画費	1 都市計画総務費	都市再整備	4,558,346
		公共交通体系整備	57,602
		内陸臨海振興	293,000
	2 都市改造事業費	都市改造事業促進	30,000
	3 再開発事業費	再開発事業促進	239,100
	4 街路事業費	街路立体交差	100,042
11 住宅費	1 住宅総務費	住環境整備	360,706
		建築指導	12,000

## 第3表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
指定管理(デザイン・クリエイティブセンター神戸)	—	—	令和7～12年度	565,000
消費生活相談業務委託事業	—	—	令和7～10年度	198,000
指定管理(海外移住と文化の交流センター)	—	—	令和7～12年度	290,000
指定管理(御影公会堂)	—	—	令和7～12年度	148,000
指定管理(ふたば学舎)	—	—	令和7～10年度	75,000
指定管理(篠原地域交流センターほか)	—	—	令和7～10年度	28,000
指定管理(灘図書館、名谷図書館)	—	—	令和7～12年度	733,000
生活保護事務センター事務所借上費	—	—	令和7～9年度	24,000
神戸市指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導業務	—	—	令和7～10年度	104,000
神戸市指定介護保険サービス事業者に対する運営指導業務	—	—	令和7～10年度	135,000
指定管理(総合福祉センター)	—	—	令和7～12年度	479,000
指定管理(点字図書館)	—	—	令和7～12年度	360,000
指定管理(こべっこあそびひろば・六甲アイランド)	—	—	令和7～12年度	127,000
指定管理(青少年会館)	—	—	令和7～12年度	218,000
指定管理(本山児童館ほか)	—	—	令和7～12年度	6,905,000
指定管理(神戸市産業振興センター)	—	—	令和7～12年度	1,057,000
道 路 改 良	—	—	令和7～8年度	206,000
街 路 築 造	—	—	令和7～9年度	2,150,000
新バスターミナルビル周辺デッキ(建築等)整備	令和7～9年度	1,772,000	令和7～9年度	2,872,000
新バスターミナルビル周辺デッキ(土木)整備	—	—	令和7～9年度	1,250,000
議会ネット中継機器更新・運用保守	—	—	令和7～10年度	11,000

令和7年度神戸市市場事業費補正予算

令和7年度神戸市市場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,964,474千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		515,900	40,000	555,900
	1 他会計繰入金	515,900	40,000	555,900
歳 入	合 計	3,924,474	40,000	3,964,474

## 2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		3,360,857	40,000	3,400,857
	2 運 営 費	1,117,879	40,000	1,157,879
歳 出	合 計	3,924,474	40,000	3,964,474

令和7年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和7年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる  
経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

## 第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 駐車場事業費	1 運営費	駐車場設備整備	145,000

## 第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	期間	限度額
指定管理（鈴蘭台駐車場ほか）	令和7～12年度	321,000

令和7年度神戸市市街地再開発事業費補正予算

令和7年度神戸市市街地再開発事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

## 第1表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 市街地再開発管理事業費	1 市街地再開発管理事業費	再開発管理事業	161,020

令和7年度神戸市営住宅事業費補正予算

令和7年度神戸市営住宅事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

## 第1表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1 市営住宅建設事業費	1 市営住宅建設事業費	市営住宅建設	3,441,778
2 市営住宅管理事業費	1 市営住宅管理事業費	市営住宅管理	2,952,066

令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算

令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,484,935千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療事業収入		50,429,935	55,000	50,484,935
	2 国庫支出金	974,752	55,000	1,029,752
歳 入 合 計		50,429,935	55,000	50,484,935

## 2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療事業費		50,429,935	55,000	50,484,935
	1 事務費	1,289,346	55,000	1,344,346
歳 出 合 計		50,429,935	55,000	50,484,935

令和7年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和7年度神戸市港湾事業会計予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事　　項	期　　間	限　度　額
指定管理（神戸ポートオアシス）	令和7～12年度	274,000千円

神戸市告示第471号

令和7年第2回臨時市会で令和7年12月26日議決された令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和8年1月27日

神戸市長 久元喜造

### 令和7年度神戸市一般会計補正予算

令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,667,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,021,857,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		207, 281, 991	6, 744, 714	214, 026, 705
	2 補 助 金	35, 814, 614	6, 744, 714	42, 559, 328
19 県支出金		54, 834, 750	3, 922, 320	58, 757, 070
	2 補 助 金	8, 968, 814	3, 922, 320	12, 891, 134
歳 入 合 計		1, 011, 190, 629	10, 667, 034	1, 021, 857, 663

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民 生 費		332, 322, 464	5, 314, 600	337, 637, 064
	1 民生総務費	31, 893, 555	552, 000	32, 445, 555
	3 こども家庭費	122, 243, 039	4, 762, 600	127, 005, 639
13 教 育 費		137, 194, 694	5, 352, 434	142, 547, 128
	12 体育保健費	12, 292, 054	5, 352, 434	17, 644, 488
歳 出 合 計		1, 011, 190, 629	10, 667, 034	1, 021, 857, 663

## 第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
13 教 育 費	12 体 育 保 健 費	学校給食食料費高騰対策	5, 352, 434

神戸市告示第472号

令和8年1月19日専決処分した令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和8年1月27日

神戸市長 久元喜造

令和7年度神戸市一般会計補正予算

令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,022,607,663千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		214,026,705	750,000	214,776,705
	3 委託金	1,446,969	750,000	2,196,969
歳 入 合 計		1,021,857,663	750,000	1,022,607,663

## 2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		64,199,083	750,000	64,949,083
	5 選挙費	1,749,084	750,000	2,499,084
歳 出 合 計		1,021,857,663	750,000	1,022,607,663

神戸市告示第473号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先  
別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所
  - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
  - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
(日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

# 令和8年1月27日 神戸市公報第3947号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 1台	令和7年12月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 0台	令和7年12月3日	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 1台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年12月4日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和7年12月8日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 45台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年12月10日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年12月12日	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年12月13日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 34台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年12月16日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和7年12月18日	
	中央区長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 1台	令和7年12月19日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		令和7年12月20日
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和7年12月22日	
	中央区長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 1台 自動二輪 5台	令和7年12月26日	
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台		令和7年12月1日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年12月2日	

令和8年1月27日 神戸市公報第3947号

神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台	令和7年12月5日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	5台 0台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	3台 0台	令和7年12月8日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 0台	令和7年12月9日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	9台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	21台 0台	令和7年12月11日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	11台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	11台 0台	令和7年12月13日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	令和7年12月15日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6台 0台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	5台 0台	令和7年12月19日
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	2台 2台	令和7年12月22日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	11台 0台	令和7年12月23日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	9台 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	6台 0台	

神戸市告示第474号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月27日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先  
別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和8年1月27日 神戸市公報第3947号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話 707-0234
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月5日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月5日	
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月5日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月5日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月10日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月10日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月15日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月18日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月18日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月24日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月24日	
	垂水区管内長期放置	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和7年12月24日	

神戸市告示第475号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月27日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和8年1月27日 神戸市公報第3947号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車 2 台	令和7年12月3日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摩耶駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺	自転車 17 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 3 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 5 台	令和7年12月4日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺	自転車 3 台	令和7年12月11日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	灘駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	王子公園駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 3 台	令和7年12月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺	自転車 19 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	深江駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 2 台	令和7年12月18日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	岡本駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	甲南山手駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	青木駅周辺	自転車 3 台	令和7年12月19日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	阪神御影駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		

令和8年1月27日 神戸市公報第3947号

別表

大石駅周辺	自転車	1 台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
摩耶駅周辺	自転車	3 台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
王子公園駅周辺	自転車	0 台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
新在家駅周辺	自転車	1 台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
六甲道駅周辺	自転車	18 台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	32 台
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台
	阪神御影駅周辺	自転車	7 台
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台
	阪急御影駅周辺	自転車	1 台
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	15 台
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台
	灘駅周辺	自転車	1 台
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台
	王子公園駅周辺	自転車	3 台
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台
			令和7年12月23日
			令和7年12月24日

## 神戸市告示第476号

緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）第4条第1項の規定により緑地の保存区域等を変更するので、同条第10項において準用する同条第8項の規定により、次の通り告示する。

令和8年1月27日

神戸市長 久元喜造

種別	地域名	位置	増減面積	区域
緑地の保存区域	六甲山系地域	東灘区本山町北畠字ザクガ原、本山町北畠字坊ノ前の各一部	約2.6ヘクタール	神戸市建設局公園部魅力創造課付けの図面のとおり
	高取・須磨地域	須磨区高取山町1丁目39番の一部	約0.01ヘクタール	
緑地の保全区域	六甲山系地域	北区有野町唐櫃字川バタ、唐櫃字溝ノ下の各一部	約1.0ヘクタール	

## 神戸市告示第477号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和8年1月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 区域区分	<区域区分> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 用途地域	<用途地域> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 特別用途地区	<すまい・まちなみ形成地区> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 高度地区	<高度地区> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 防火地域及び準防火地域	<防火地域及び準防火地域> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 特別緑地保全地区	<金鳥山・十文字山特別緑地保全地区> 神戸市東灘区本山町北畠字ザクガ原、字坊ノ前 <高取池田宮町特別緑地保全地区> 神戸市長田区高取山町1丁目
神戸国際港都建設計画 防砂の施設	<六甲山系高橋川流域防砂の施設> 神戸市東灘区本山町北畠字ザクガ原、字坊ノ前 <六甲山系天上川流域防砂の施設> 神戸市東灘区本山町北畠字ザクガ原、字坊ノ前 <六甲山系妙法寺川流域防砂の施設> 神戸市長田区高取山町1丁目
神戸国際港都建設計画 下水道	<神戸市公共下水道> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	山田57生産緑地地区

神戸市公告

神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定によりその候補者を当選人と定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月19日

神戸市長 久元喜造

区分	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
施行区域内の宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人	西谷 久美子	神戸市北区山田町小部字大歳馬場30番地
	株式会社 浩陽	神戸市北区鈴蘭台南町4丁目3番20号

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年1月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市西区北別府4丁目2082番2、2082番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市中央区中山手通3丁目2-2  
みなとリアルエステート株式会社  
代表取締役 矢野 優輝
- 3 許可番号  
令和7年4月11日 第8240号  
(変更許可 令和7年12月1日 第2259号)

## 神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和8年1月27日

神戸市長 久元喜造

## 1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 区域区分	<区域区分> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 用途地域	<用途地域> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 特別用途地区	<すまい・まちなみ形成地区> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 高度地区	<高度地区> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 防火地域及び準防火地 域	<防火地域及び準防火地域> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 特別緑地保全地区	<金鳥山・十文字山特別緑地保全地区> 神戸市東灘区本山町北畠字ザクガ原、字坊ノ前 <高取池田宮町特別緑地保全地区> 神戸市長田区高取山町1丁目
神戸国際港都建設計画 防砂の施設	<六甲山系高橋川流域防砂の施設> 神戸市東灘区本山町北畠字ザクガ原、字坊ノ前 <六甲山系天上川流域防砂の施設> 神戸市東灘区本山町北畠字ザクガ原、字坊ノ前 <六甲山系妙法寺川流域防砂の施設> 神戸市長田区高取山町1丁目
神戸国際港都建設計画 下水道	<神戸市公共下水道> 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	山田57生産緑地地区

神戸市公告

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、次の事業計画を変更するにあたって、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、当該事業計画の変更の案を次のとおり公告・縦覧します。

令和8年1月27日

神戸市長 久元喜造

1 事業計画の名称

神戸国際港都建設計画 神戸市公共下水道事業計画

2 事業計画の変更内容

- (1) 大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しに伴う変更
- (2) 管渠調査（汚水）の点検箇所の変更
- (3) 管渠調査（汚水）の延長の変更

3 工事の着手及び完成予定年月日

- (1) 着手年月日  
昭和26年4月1日
- (2) 完成予定年月日  
令和12年3月31日

4 事業計画の縦覧場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸

神戸市建設局下水道部計画課

5 縦覧期間

令和8年1月27日から令和8年2月16日まで

（ただし、休日及び土曜日、日曜日を除く8時45分から17時30分の間）

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和8年1月27日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

公告認定対象区域

神戸市垂水区平磯1丁目1699番1-4の一部、1699番1-5の一部、1699番1-6の一部、1699番1-7の一部、1699番1-8の一部、1699番1-9の一部、1699番1-10の一部、1699番13の一部、1699番19の一部、1699番21の一部、1700番、1701番

# 令和8年1月27日 神戸市公報第3947号

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和8年1月27日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R7-9号	令和8年1月9日	神戸市中央区中町通2丁目2番12、2番20	23.33	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市水道告示第24号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年1月27日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
32020	尾形水道工業所	神戸市灘区大石東町 5丁目7—10	尾形 洋平	令和8年1月7日